



外務省所管 昭和八年年度概算要項査定ノ復活要項書
事 項

一、外務省自費ノ要項ニ對シテ	二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
----------------	---	---	---

昭和八年六月廿日

分後

○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設	○ 領事館新設
一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三六八
一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇	一三・九六〇
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三
六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三	六・七三三

海外經濟進出主要之經費

通商振興施設費

振興費

1. 通商振興委員會費
2. 本邦輸出品紹介施設費
A. 在外公館商品陳列施設費
B. 商工展覽會開催費
3. 海外經濟事情刊行費
4. 障礙除去費
5. 海外小賣商助成費
A. 海外小賣商養成費
B. 海外信用通合助成費
6. 非日貨對策費
7. 準備費
8. 販路調査費

A. 特派員出張費手當
B. 外國商人信用調査費

九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四	九四四・四
二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一	二九六・二三一
一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九	一一三・八六九
一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九
五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇
六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇	六・四〇〇
二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇
五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇
三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇
四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九	四八四・九
二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇	二〇・五九〇
一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇
七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇
八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇
一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九	一・二九九
七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇	七五・九〇〇

事

項

要求額 査定額 削減額 便所要額

重要資料品給補額	二七九。	。	二七九。	。
一 商務官 充實	二四七。	。	二四七。	。
二 移民保護指導費	九六七。	二八八。	六七九。	一〇〇〇。
三 人事 務 費	二三四。	八七九。	一四三。	。
四 衛生施設助成	三五七。	一八八。	一六九。	。
五 同業醫養成費	八一九。	。	。	。
六 救療施設助成費	一三五。	一八八。	。	。
七 醫局開設擴張助成費	八四。	。	。	。
八 移民船衛生職員増置費	六。	。	。	。
九 共益施設助成	三九八。	一。	三九七。	。
一〇 移民收容所施設助成	三二八。	一。	三二七。	。
一一 伯國通譯協會補助	七。	。	。	。
一二 思想方面施設	三六。	。	。	。
一三 移民地調査費	二四。	。	。	。
一〇〇〇。				

在外子弟教育に關する經費

一 廣留移民救濟費	八。	。	八。	。
二 漁撈調査費	一四。	。	一四。	。
三 邦外實科調査費	一一。	。	一一。	。
四 拓務官 配置	一。	。	一。	。
五 在外子弟教育に關する經費	一三三。	一八。	一一五。	四七。
六 教科書編纂費(在外子弟教育)	五二。	。	五二。	。
七 在外小學校費補助	六三九。	五。	六三四。	五。
八 滿洲方面 増	三九。	三。	三六。	。
九 支那方面 増	一四。	三。	一一。	。
一〇 廣定改革費	一一。	。	一一。	。
一一 中南米方面 増	一。	。	一。	。
一二 南洋方面 増	三六。	。	三六。	。
一三 在外諸學校建設費補助	一一。	。	一一。	。
一四 在外補習學校費補助	二二。	。	二二。	。
四七四。二 拓務省 移官。				

事項

ハ 哈爾濱學院費補助	ハ 在ハ教育施設助成	ニ 主任公館修繕費	ハ 人的經費	ハ 會計官ノ配置	ハ 博書使ノ配置	ハ 電信官ノ配置	ハ 記帳官ノ配置	ハ 物的經費(主任公館修繕費)	ハ 外國留學生在ハ研究員増進費	ハ 在ハ公館修繕費	ハ 領事館監獄新設費	ハ 共産運動宣傳費	ハ 人的經費
ハ 五〇〇〇	ハ 一五〇〇	ニ 三〇〇〇	ハ 六〇〇	一 三六五	三 四一五	三 四六〇	二 二一〇	一 三〇〇	ハ 六〇〇	ハ 二〇〇	ハ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 五〇〇	ハ 一五〇	ニ 三〇〇	ハ 六〇〇	一 三六五	三 四一五	三 四六〇	二 二一〇	一 三〇〇	ハ 六〇〇	ハ 二〇〇	ハ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 五〇〇	ハ 一五〇	ニ 三〇〇	ハ 六〇〇	一 三六五	三 四一五	三 四六〇	二 二一〇	一 三〇〇	ハ 六〇〇	ハ 二〇〇	ハ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 五〇〇	ハ 一五〇	ニ 三〇〇	ハ 六〇〇	一 三六五	三 四一五	三 四六〇	二 二一〇	一 三〇〇	ハ 六〇〇	ハ 二〇〇	ハ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 五〇〇	ハ 一五〇	ニ 三〇〇	ハ 六〇〇	一 三六五	三 四一五	三 四六〇	二 二一〇	一 三〇〇	ハ 六〇〇	ハ 二〇〇	ハ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇

之經費

ハ 機密費	ハ 謀費	ハ 朝鮮ノ用係經費	ハ 機密費 増	ハ 民會補助 増	ニ 司法事務職員増進費	ニ 在ハ公館修繕費	ニ 條約通譯費	ニ 在ハ公館修繕費	ニ 日本國駐在會館事業費補助	ハ 留學費	ハ 國庫補助費	ハ 在ハ公館修繕費	ハ 在ハ公館修繕費	ハ 在ハ公館修繕費
ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ニ 四〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ニ 四〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ニ 四〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇
ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ニ 四〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ニ 三〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇	ハ 一〇〇

事 項

一 本局官舎各戸修繕費
 二 爲替補給費
 三 既定豫算外費
 四 在勤奉養分
 五 口經費分
 六 新規要求事項分
 七 在勤奉養分
 八 口經費分
 九 審判事件費
 十 警察官用費
 十一 亞細亞三課費
 十二 官房職員費
 十三 時局處理臨時職員費

事 項	要 求 額	既 定 額	前 年 額	復 活 要 求 額 備
一 本局官舎各戸修繕費	1,100.00		1,100.00	
二 爲替補給費	1,000.00		1,000.00	
三 既定豫算外費	1,000.00		1,000.00	
四 在勤奉養分	1,000.00		1,000.00	
五 口經費分	1,000.00		1,000.00	
六 新規要求事項分	1,000.00		1,000.00	
七 在勤奉養分	1,000.00		1,000.00	
八 口經費分	1,000.00		1,000.00	
九 審判事件費	1,000.00		1,000.00	
十 警察官用費	1,000.00		1,000.00	
十一 亞細亞三課費	1,000.00		1,000.00	
十二 官房職員費	1,000.00		1,000.00	
十三 時局處理臨時職員費	1,000.00		1,000.00	

一 電信料
 二 機密費
 三 雜費
 四 在清々館廳舎官舎整備費
 五 要償縣宋救恤金
 六 滿支方面懸案一併
 七 已港事件分
 八 滿洲事件行賞諸費
 九 「〆」法實施に伴フ經費
 十 臨時外水工下ニ要スル經費

一 電信料	1,000.00	5,000.00	1,000.00	1,000.00
二 機密費	1,000.00	3,350.00	1,000.00	3,350.00
三 雜費	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
四 在清々館廳舎官舎整備費	2,550.00		2,550.00	
五 要償縣宋救恤金	6,000.00		6,000.00	
六 滿支方面懸案一併	4,000.00		4,000.00	
七 已港事件分	2,000.00		2,000.00	
八 滿洲事件行賞諸費	6,500.00		6,500.00	
九 「〆」法實施に伴フ經費	1,500.00		1,500.00	
十 臨時外水工下ニ要スル經費	4,900.00		4,900.00	

合 計

八年度豫算中九年度當然減額

九年度新規増

八年度豫算中九年度當然減額	2,750,000.00	3,360,000.00	3,000,000.00	3,360,000.00
九年度新規増	1,300,000.00	1,300,000.00	1,300,000.00	1,300,000.00
合 計	4,050,000.00	4,660,000.00	4,300,000.00	4,660,000.00

別途詮議
 別途詮議
 別途詮議